

学位授与基準に関する申し合わせ

【人間科学研究科】

(趣旨)

第 1 条 本学大学院人間科学研究科（以下「研究科」という。）における修士及び博士の学位認定の
手続きについては、「西南学院大学学位規則」（以下「学位規則」という。）の定めるもののほか、
この「人間科学研究科学位申請に関する申し合わせ」（以下「申し合わせ」という。）による。

(修士論文の申請資格)

第 2 条 修士の学位を申請できる者は、学位規則第 4 条に定めるところによる。

(修士論文の審査委員会)

第 3 条 修士論文の審査及び最終試験（口述試問）は、研究科委員会において選出された 3 名以上
の教員からなる審査委員会によって行われるものとする。

2 研究科委員会が必要と認めたときは、学位規則に従い、本学及び他大学院又は研究所の教員を
審査委員に加えることができる。

(修士論文発表会)

第 4 条 修士の学位の申請者は、修士論文の発表を公開で行うものとする。

(修士論文の審査基準等)

第 5 条 審査委員会は、提出された修士論文について査読を行い、その最終試験（口述試問）を実施
し、合議によって可否を決定して研究科委員会に報告する。

2 審査委員会の審査報告に基づいて、研究科委員会が修士の学位認定を行う。

3 修士論文の審査に当たっては、西南学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に
定める研究科の目的に基づき、以下の各項目を主要な審査項目として、公正かつ慎重に行うも
のとする。

(1) 研究分野に関する知識の適切性

(2) 研究テーマに対する研究方法及び研究内容の明瞭性と独創性

(3) 趣旨の明瞭性と文章の完成度及び論文発表の適切性

(博士論文の申請資格)

第 6 条 博士の学位を申請できる者は、学位規則第14条及び第22条に定めるところによる。

(博士論文の提出)

第 7 条 博士後期課程の学位論文は 1 編とし、2 通を提出する。その際、博士論文執筆者の参考論文
2 編以上を添付するものとする。

2 参考論文のうち 1 編以上は、査読付き論文とする。

3 参考論文は単著、共著を問わない。但、共著の場合は原則的には博士論文執筆者は第 1 著者
でなければならない。第 1 著者でない場合、論文への貢献度を報告しなければならない。

(博士論文の事前審査)

第8条 提出された学位論文は、研究科委員会において選出された3名以上の教員で構成する事前審査委員会で事前審査を行う。

(博士論文の審査委員会)

第9条 学位論文の審査及び最終試験(口述試問)は、研究科委員会において選出された3名以上の教員からなる審査委員会によって行われるものとする。

2 研究科委員会が必要と認めたときは、学位規則に従い、本学及び他大学又は研究所の教員等を審査委員に加えることができる。

(博士論文発表会)

第10条 博士の学位の申請者は、博士論文の発表を公開で行うものとする。

(博士論文の審査基準等)

第11条 審査委員会は、提出された博士論文について査読を行い、その後最終試験にあたる口述試問を実施し、合議によって合否を決定して研究科委員会に報告する。

2 審査委員会の審査報告に基づいて、研究科委員会が博士の学位認定の判定を行う。

3 提出された博士論文の審査及び最終試験については、大学院学則に定める研究科の目的に基づき、以下の各項目を主要な審査項目として、公正かつ慎重に行うものとする。

(1) 研究目的、研究対象及び研究方法の明瞭性と独創性

(2) 研究の位置づけと貢献内容の明確さ

(3) 論文の体系性と一貫性

(4) 文献参照範囲の適切性

(5) 論旨の明瞭性と文章の完成度及び論文発表の適切性

(所管部署)

第12条 この申し合わせに関する事務は、大学院事務室の所管とする。

(申し合わせの改廃)

第13条 この申し合わせの改廃は、研究科委員会の議を経て大学院委員会が行うものとする。

附 則

この申し合わせは、2010(平成22)年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、2015(平成27)年1月27日から施行し、2014(平成26)年4月1日から適用する。

附 則

この申し合わせは、2018(平成30)年1月23日から施行する。

附 則

この申し合わせは、2023年9月6日から施行し、2023年4月1日から適用する。